

# 神奈川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

## 第1 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び「神奈川県環境負荷低減農業推進計画」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 実施計画の認定申請

- 1 法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動を実施しようとする農業者（法第2条第3項に規定する農林漁業者のうち農業に係る個人又は団体をいう。以下同じ。）が法第19条第1項に基づき作成する実施計画は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 実施計画の認定を受けようとする農業者は、別記様式第2号に実施計画その他必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。
- 3 本要領に基づく認定と併せて、神奈川県エコファーマーの認定を受けようとする場合の別記様式第1号の記載項目、添付書類及び提出時期については、神奈川県エコファーマー認定要領で別に定める。

## 第3 実施計画の認定

- 1 知事は、申請のあった実施計画の審査に当たっては、法第19条第5項、基本方針及びガイドライン第4の3に則して行うものとする。
- 2 知事は、実施計画を認定したときは、別記様式第3号により、申請を行った農業者（以下「申請者」という。）に対して当該実施計画を認定する旨を通知するものとする。
- 3 知事は、実施計画が法第19条第5項、基本方針及びガイドライン第4の3で定める基準に適合しない場合には、別記様式第4号により、認定をしない理由を記載の上、申請者へ通知するものとする。
- 4 知事は、2の通知をしたときは、環境負荷低減事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）の所在する市町村の長に対して、別記様式第5-1号及び別記様式第5-2号により、実施計画を認定した旨を通知するものとする。

## 第4 実施計画の変更

- 1 実施計画の認定を受けた農業者は、法第20条第1項に基づき当該認定に係る実施計画を変更（神奈川県エコファーマー認定要領に基づく生産方式の導入についての実施計画の追加を含む。ただし、3の軽微な変更を除く。）しようとするときは、別記様式第6号に別記様式第7号その他必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。
- 2 実施計画の変更の認定については、第3の規定を準用する。

3 実施計画の認定を受けた農業者は、実施計画について、法第 20 条第 2 項に基づき規則第 10 条に掲げる軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 8 号により知事に届け出るものとする。

#### 第 5 認定の取消し

- 1 知事は、認定した実施計画について、法第 20 条第 3 項に基づきその認定を取り消すときは、その旨を理由とともに別記様式第 9 号により当該農業者に通知するものとする。
- 2 知事は、1 の通知をしたときは、第 3 の 4 により通知した市町村の長に対して、別記様式第 10 号により、認定を取り消した旨を通知するものとする。

#### 第 6 実施状況の報告

- 1 知事は、実施計画の認定を受けた農業者に対し、法第 46 条第 1 項に基づき必要に応じて実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 1 の報告を求められた農業者は、別記様式第 11 号を知事に提出するものとする。

#### 第 7 書類の提出先及び事務の所管

- 1 第 2 の 2、第 4 の 1 及び 3 並びに第 6 の 2 に係る書類は、実施区域を所管する地域県政総合センター（横浜市、川崎市にあっては横浜川崎地区農政事務所。以下「センター等」という。）を経由して、知事に提出するものとする。
- 2 第 3 の 2 から 4（第 4 の 2 において準用する場合を含む。）、第 5 及び第 6 の 1 に係る通知は、実施区域を所管するセンター等を経由して行うものとする。
- 3 1 及び 2 について、実施区域が 2 つ以上のセンター等の所管にまたがる場合には、個人にあっては主たる実施区域、団体にあっては主たる事務所の所在地を所管するセンター等を経由するものとする。
- 4 1 に掲げる書類の提出を受けたセンター等の所長は、その内容を確認し、必要に応じて現地調査を行った上で、農水産部長に送付するものとする。
- 5 4 の送付先は、環境負荷低減事業活動の内容ごとに別表の所管課とし、各所管課は計画の審査及び認定等の事務を行うものとする。
- 6 認定に関する国への報告等については、農政課が窓口となり取りまとめ等を行うものとする。

#### 第 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、各所管課が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。

別表

環境負荷低減事業活動の内容	所管課
耕種農業に関するもの	農業振興課
畜産業に関するもの	畜産課
バイオマスの活用に関するもの	農政課
上記のいずれにも分類されないもの	

(注) 複数の活動を行う場合等、環境負荷低減事業活動の内容の所管課が複数にまたがる場合は、主となる活動内容の所管課を送付先とする。